

意見募集を実施した案からの技術的修正箇所（赤字部分）について

意見募集時には、「限る。） 本邦」で1文字空いている箇所に二重線があったが、制定された案には、当該箇所の二重線をつけない法技術上の修正を行っている。当該修正に関しては、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正となる。

●貿易保険法施行規則の一部を改正する省令案（該当箇所のみ抜粋）

制定された案	意見募集時の案
（対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業） 第三条 法第二条第十八項の経済産業省令で定める事業は、次の各号に掲げる海外事業資金貸付の区分に応じ、当該各号に<u>定めるもの</u>とする。 一 <u>法第二条第十八項第一号に掲げる海外事業資金貸付（出資外国法人等が行う国際機関、外国政府等、外国法人又は外国人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に係るものに限る。）</u> <u>本邦法人又は本邦人が輸出する貨物を使用する事業その他の対外取引に係る事業</u> 二・三 （略）	（対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業） 第三条 法第二条第十八項の経済産業省令で定める事業は、次の各号に掲げる海外事業資金貸付の区分に応じ、当該各号に<u>定めるもの</u>とする。 一 <u>法第二条第十八項第一号に掲げる海外事業資金貸付（出資外国法人等が行う国際機関、外国政府等、外国法人又は外国人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に係るものに限る。）</u> <u>本邦法人又は本邦人が輸出する貨物を使用する事業その他の対外取引に係る事業</u> 二・三 （略）